

(新) 警戒区域内における被災ペット保護活動事業<復旧・復興>

※東日本大震災復興特別会計(仮称)(復興庁計上) 100百万円(0百万円)

自然環境局総務課・動物愛護管理室

1. 事業の目的

環境省と福島県は、他の自治体職員や獣医師等の協力を得ながら、5月10日以降、住民の一時立入りに伴い警戒区域内に取り残された犬猫の保護活動を行い、一時立入りが一巡した8月26日までに、犬300頭、猫191頭を保護した。

9月以降は、飼い主からの保護依頼情報等を基に、放浪犬猫の保護を行ってきたが、すでに、事故発生後半年以上が経過し、警戒心が強くなった犬及び猫の捕獲に難航していることから、依然として多くの犬及び猫が取り残されている状況である。

これまで、警戒区域内におけるペット保護活動や既存シェルターの運営管理等は、緊急災害時動物救援本部に寄せられた義援金により実施してきたが、今般の東日本大震災による被災ペットの救護は福島県以外にも広域に及んでおり、かつ長期化していることから、義援金が不足している状況のため、さらなる保護活動の実施が困難である。一方、10月に開催された中央環境審議会においても、委員から迅速かつ大規模な保護活動の必要性が指摘されている。

このような状況で、来年春～夏の繁殖期を迎えた場合、警戒区域内で第2世代が爆発的に増えてしまう恐れがあり、放浪犬猫の野生化等の影響で、住民の生活環境が悪化する恐れがあることから、早急な捕獲の実施が必要である。

2. 事業の概要

(1) 警戒区域内からの被災ペット(犬及び猫)の救出

捕獲檻等を用いて、警戒区域内に取り残されている被災ペット(犬及び猫)の保護活動を実施。実施にあたっては、動物救護専門員として日本獣医師会、全国の自治体、民間の動物愛護団体等の協力を得ながら、警戒区域内における保護活動を行うための体制整備、人材派遣のコーディネート、必要な機材(捕獲檻、車両、燃料、保護用餌、防護服等)の準備を行う

(2) 被災ペット一時収容施設(シェルター)の設置

既存の福島県収容施設の敷地内に、仮設シェルターを設置し、救出・保護した犬猫を収容する。

(3) シェルター管理運営費

シェルターに収容された犬及び猫に対して、不妊去勢措置やマイクロチップ装着などの施術をするとともに、適切な飼養管理を行う。

(4) 被災ペットの内部被ばく量調査

長期間、警戒区域内を放浪していることによる影響を調べるため、保護した犬猫の内部被ばく量調査を行う。調査は尿を採取・分析することで行う。調査結果は、今後の科学的知見として活用するとともに、被災ペットの譲渡推進にも活用する。

3. 積算

(1) 警戒区域内における被災ペットの救出	33百万円
(2) 被災ペット一時収容施設の設置	22百万円
(3) シェルター管理運営費	34百万円
(4) 内部被ばく量調査	11百万円

警戒区域内における被災ペット保護活動事業 100(0)百万円

 目的: 福島第一原発半径20km圏内に取り残されているペット(犬及び猫)の救出・保護、保護動物の適正な飼養管理及び飼い主への返還・譲渡の推進

警戒区域内からの ペットの救出

- ・日本獣医師会、全国の自治体等との連携にかかる被災ペット保護の体制整備
- ・生息状況調査・保護方針の検討
- ・捕獲檻、車両、燃料、防護服等の必要機材の用意
- ・一斉捕獲の実施

救出ペットの 収容・管理

- ・一時収容施設(シェルター)の設置
- ・保護動物の飼養管理のための人材確保
- ・保護動物の不妊去勢手術、マイクロチップ装着
- ・内部被ばく量調査

元の飼い主への返還、
新たな飼い主への譲渡

